

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	大江戸温泉物語株式会社 代表取締役 森田 満昌
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年3月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	大江戸温泉リート投資法人
証券コード	3472
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	大江戸温泉物語株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 大江戸温泉物語株式会社 経営管理本部長 佐渡 功
電話番号	03(3274)1129

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年3月1日
訂正箇所	<b>【表紙】</b> 提出書類名 根拠条文 第2【提出者に関する事項】 (4) 【株券等保有割合】 (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

## (訂正前)

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

## (訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No1

## (訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

## (訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年8月31日現在)	V	176,200
上記提出者の株券等保有割合(%) ( $T/(U+V) \times 100$ )		5.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年3月1日現在)	V	176,200
上記提出者の株券等保有割合(%) ( $T/(U+V) \times 100$ )		5.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.25

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年8月30日	投資証券	7,246	4.11	市場外	取得	93,000

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 提出者は、平成28年8月22日付で、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社との間で、投資口の貸借取引に関する契約（貸出投資口口数：8,710口、貸出期間：平成28年8月22日から平成28年9月29日まで）を締結しました。
2. 提出者は、平成28年8月15日付で、野村證券株式会社及びS M B C日興証券株式会社（以下「共同主幹事会社」といいます。）との間で、平成28年8月22日から平成29年2月26日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、大江戸温泉リート投資法人の投資口の売却を行わない旨を合意しています。
3. 提出者は、大江戸温泉リート投資法人の投資口の東京証券取引所への上場之际、同取引所の規則に基づき、大江戸温泉リート投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、所有投資口のうち2,000口について、平成28年3月29日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。
4. 提出者は、平成28年7月29日付で、大江戸温泉リート投資法人及び大江戸温泉リート投資法人から資産の運用に係る業務を受託している大江戸温泉アセットマネジメント株式会社との間で締結しているスポンサーサポート契約において、取得した大江戸温泉リート投資法人の投資口の保有を継続するよう努める旨を合意しています。
5. 提出者は、平成28年9月30日付担保権設定契約書に基づき、平成29年3月1日付で株式会社三井住友銀行をエージェントとした金融機関7社に9,246口を差し入れております。

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 提出者は、大江戸温泉リート投資法人の投資口の東京証券取引所への上場之际、同取引所の規則に基づき、大江戸温泉リート投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、所有投資口のうち2,000口について、平成28年3月29日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。
2. 提出者は、平成28年7月29日付で、大江戸温泉リート投資法人及び大江戸温泉リート投資法人から資産の運用に係る業務を受託している大江戸温泉アセットマネジメント株式会社との間で締結しているスポンサーサポート契約において、取得した大江戸温泉リート投資法人の投資口の保有を継続するよう努める旨を合意しています。
3. 提出者は、平成28年9月30日付担保権設定契約書に基づき、平成29年3月1日付で株式会社三井住友銀行をエージェントとした金融機関7社に9,246口を差し入れております。